

令和5年9月28日(木曜日)



(発信者)  
野々市市 市民協働課 広報広聴係  
電話番号 076-227-6056  
FAX 番号 076-227-6259  
Mail kyoudou@city.nonoichi.lg.jp  
HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp>

## 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業の実施について

令和5年10月1日より、低所得世帯の妊婦を対象に、初回産科受診料(妊娠届出前に妊娠判定検査を受けるために医療機関へ受診した費用)の一部を助成します。

### 記

**対象者** 市販の妊娠検査薬で陽性を確認した人のうち、令和5年4月1日以降に初回産科受診をした非課税世帯及び生活保護世帯に属する妊婦

**要件** 次の要件を全て満たすこと  
①初回産科受診した日及び申請日において、野々市市民であること  
②所得判定のため、世帯の課税状況について確認することに同意すること  
③受診医療機関等の関係機関と市が支援に必要な情報を確認・共有することに同意すること

**助成対象費用** 令和5年4月1日以降に産科受診し妊娠判定に要した診察・検査の費用  
(健診費用、保険診療分を除く。)

**助成額・回数** 1回の妊娠につき10,000円を上限  
実際に支払った妊娠判定検査費用と上限額を比較して、低い金額  
1回の妊娠判定までに2回以上受診した場合も初回分のみ

**申請期間** 初回産科受診月の翌月から6か月以内  
(初回産科受診日が令和5年4月1日から同年9月30日までの分については、令和6年3月31日まで)

以上

### お問い合わせ先

野々市市健康福祉部健康推進課 担当:奥濱 TEL:248-3511



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS